

部落事務員について

飯田 直樹

要旨 部落事務員とは、米騒動後の1919年4月に部落改善のために大阪府が設置した警察官のことである。事務員たちは部落内に建設された出張所に家族とともに居住した。

部落事務員事業が警察内部で構想されたのは、1918年12月ごろであるが、この事業が開始されるのは1919年4月、すなわち1919年度からである。しかし、同年度に新設された警察署が所管する出張所においては、実際の活動は、1919年4月よりやや遅れて開始された。また、ほとんどの出張所が1920年に建設された。

当初、7ヶ所に設置された出張所は最大10ヶ所まで増設されたが、最終的には1ヶ所まで減少した。出張所間で部落事務員の異動があり、その異動実態から、警察内部において出張所間に序列があることを推測した。

事務員のほとんどが、方面委員（現民生委員）を兼任しており、彼らの活動が複数の方面区域にまたがるという、方面委員としては特異な活動形態をとっていることが判明した。また、部落事務員による活動が同時に方面活動として行われたのは、警察が部落への「同化」を目指していたからであることを指摘した。

はじめに

部落事務員とは、米騒動後の大正8年（1919）4月に部落内の公安維持と「悪風改善」のために大阪府が設置した警察官（警部補もしくは巡査部長）のことである。事務員は、部落内に設置された出張所（当初は7ヶ所）に家族とともに居住し、任務に従事した。史料や論者によっては、「専務員」、「部落改善係り」などとも表現されるが、本稿では「部落事務員」という呼称で統一する。

この部落事務員については、部落史の通史などにおいて設置の経緯や任務などが簡単に記され、その存在が知られていたが、初めて本格的に検討したのは布引敏雄氏である¹。布引氏は、事務員に関する基本的な事実として主に以下の6点を明らかにした。第1に、大正8年度から大阪府警察部は部落事務員の特別配置を開始した。第2に、大正8年度に部落事務員が設置されたのは7ヶ所である。第3に、大正8年3月から4月にかけて大原救済事業研究所において部落事務員を対象とする部落改善講習会が開催された。第4に、部落事務員事業が大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』大正11年版では「セツルメント事業」として紹介されており、「社会事業の一角」として把握されていた。第5は、融和事業功労者として表彰された2人の部落事務員（伊藤弥太郎と下川二良）の経歴について。第6は、大正13年に大阪府会において出張所の増設が提案された際、出張所の役割、派出所との違いなどをめぐって質疑がなされた。以上である。

しかし、この布引氏の研究は、部落事務員に関する基本史料である後述の内務省社会局『部落改善の概況』（大正11年6月刊）についてふれておらず、そのため出張所の設置場所や部落事務員に任命された警察官の特定に事実誤認がある。

一方、都市下層研究においては、部落事務員という認識は欠けているものの、大阪府方面委員²に「協力」する部落事務員の活動が紹介されていた。下寺町三丁目にあった「八十軒長屋」という裏長屋に暮らす人々の生活と社会関係を検討した佐賀朝氏は、米騒動後の「地域支配の新動向」として、この長屋で結成された大江貯金奨励会事業（大正8年6月設立）に注目した³。天王寺第三方面の方面委員たちが貯金奨励に乗り出す一方、戎警察署の警部補西村昌道も積極的な動きに出ていたという。大正8年春から「八十軒長屋の真中に住み只管付近の改善指導に努め」ていた西村は、方面委員である「有志者と協力して勤儉貯蓄、貧児就業、風紀改善の三つを綱領として改善運動」を進め、同年夏頃から貯金奨励活動を開始したというのである。

ここで紹介される西村は、以下の4点から部落事務員であると考えられる。すなわち、①後述するように八十軒長屋がある下寺町は部落事務員が設置された部落の一つである。②西村は警部補である。③西村は大正8年春から八十軒長屋の「真中」に居住している。④その活動が「改善運動」と表現されている。つまり、部落事務員である西村が居住する下寺町出張所は八十軒長屋に設置されたのであり、西村が取り組んだ「改善」とは単なる一般的な改善事業ではなく、部落改善事業だったのである。

また西村昌道は、天王寺第三方面の方面委員でもあった⁴。西村は、方面委員と部落事務員を兼任し、他の民間の方面委員と協力して貯金奨励などの活動をしていたのである。実は、西村以外の部落事務員もそのほとんどが方面委員を兼任していたが、これまでの方面委員研究では、この兼任の事実をふまえずに、部落事務員を兼任していた方面委員（警察官）の活動を方面活動一般として把握してきたきらいがある。したがって、方面活動と部落事務員の活動との関係を整理し、部落事務員による方面活動の特徴を明らかにする必要がある。

以上のような研究状況をふまえて、本稿では、以下の三つの課題を設定する。第1の課題は、部落事務員の創設過程に関する基本的な事実、具体的には、創設の経緯や事業開始時期を明らかにするとともに、事務員の設置場所や事務員に任命された警察官を特定することである。第2の課題は、創設後の部落出張所数の推移や部落事務員の異動の実態について、すなわち創設後の部落事務員についての基本的な事実を明らかにすることである。第3の課題は、部落事務員の活動の実態について、特に方面委員との兼任という事実に着目して明らかにすることである。その際、部落事務員としての活動と方面活動との関係についても一定の整理を行いたい。

第1章 部落事務員創設過程の検討

第1節 部落事務員の任務及び設置部落

まず、部落事務員に関する基本史料を紹介し、部落事務員の任務と部落事務員が設置された部落を確認しておきたい。以下に引用するのは、大正10年（1921）に内務省社会局から「部落改善に関し特に設置したる職員の名称」などについて問われた大阪府が回答した内容の一部をまとめたもので、調

査翌年に刊行された内務省社会局『部落改善の概況』に掲載されたものである。

史料①

○大阪府

(イ) 名称 部落事務員 (ロ) 人員 現在七名

(ハ) 事務の概要 部落改善に関しては、警察部特別高等警察課の所管事項とし、市内及接続町村の部落七箇所^(ママ)に各一人の警部補又は巡查部長を置き、部落内の公安維持及悪風改善に当らしめ、一人一箇月手当十円宛を給し来れり。而して前記警察官を駐在せしむるに当りては、部落民同化の必要上、家族あるものは家族と共に居住せしむることとし、万事の指揮は所属警察署長之を為し、警護と同化とを兼ね行いつつあり。大正八年三月十二日警察部長訓示第五号に駐在に関する規程を定めたり。現在専務員を置けるは左の七箇所なり。

曾根崎署管内 本庄葉村町出張所 (市内) / 中津署管内 南長柄出張所 (接続町村)
 / 戎署管内 下寺町出張所 (市内) / 蘆原署管内 木津北島町一丁目出張所 (同) /
 同右 同町二丁目出張所 (同) / 今宮署管内 釜ヶ崎出張所 (接続町村) / 十三署管内 宮原出張所 (郡部)⁵

この史料①によって、部落事務員の基本的な情報が確認できる。すなわち、①大正10年当時、部落事務員が設置されたのは7ヶ所であること、②部落事務員は7ヶ所に1名ずつ配置され、警部補もしくは巡查部長が任命されたこと、③その任務は「部落内の公安維持及悪風改善」であること、④事務員は「部落民同化の必要上」、家族があるものについては駐在する出張所に「家族と共に居住」していたこと、などである。

実は、この史料①を含めた『部落改善の概況』全文は、渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成』補巻一(三一書房、1978年)に収録されていた。したがって、史料①そのものはすでに知られており、この史料にもとづいて叙述された部落史関係の通史や研究論文もある⁶。

しかしながら、布引氏は部落事務員についての基本となるこの史料についてふれていないため、部落事務員が設置された部落について事実誤認をしている。布引氏は、大正8年度に部落事務員が配置された7ヶ所を「西浜・今宮・生江・住吉・日之出・中津・舟場」としたが⁷、正しくは史料①にある通り、本庄葉村町(布引氏の言う「舟場」)、南長柄、下寺町、木津北島町一丁目=西浜町(「西浜」)、木津北島町二丁目=栄町(同)、釜ヶ崎(「今宮」)、東宮原(「日之出」)の7ヶ所であろう。厳密には、史料①は大正10年当時の設置箇所を示しているが、布引氏も紹介する同時代の史料-『救済研究』第7巻第4号(大正8年4月)、『大阪毎日新聞』大正8年12月24日付夕刊など-は、いずれも設置場所数については7ヶ所と共通しており、特に『大阪毎日新聞』は設置場所を「北島町、西浜町、葉村町、下寺町、長柄町、西^(北)中島村の釜ヶ崎^(ママ)」と報じているから、史料①に出てくる7ヶ所が当初の設置場所と考えてよいであろう。

なお、布引氏が設置場所と考えていた生江(城北村荒生)、中津(下三番)には、後に出張所が設立されている。設立年はそれぞれ大正11年、昭和4年(1929)である(『大阪府警察統計書』当該年

版による)。「住吉」については、設置は確認できていない。また布引氏は、昭和6年度に融和事業功労者として表彰された中津署の下川二良が、大正15年度に表彰された伊藤弥太郎とともに、大正8年に部落事務員に任命されたと推測する⁸。しかし、下川が部落事務員に任命されるのは、下川が居住する下三番に出張所が設立された昭和4年のことと考えられ、下川は当初からの事務員ではない。なお下川は、大正11年11月に中津町方面委員に就任しており、彼の方面活動については、以前ふれたことがある⁹。

第2節 部落事務員設置構想の誕生

次に、この部落事務員設置計画はいつ頃構想されたのか、検討したい。まず、大正7年の米騒動との関係を整理しておこう。この構想は「大阪府では一九一八(大正七)年の米騒動の衝撃ゆえであろう、部落の治安対策には特に意を用いるようになったらしい」(布引氏)という指摘の通り、米騒動を契機に生まれたことは間違いない。ただし大阪府警察は、米騒動発生前から、部落や部落出身者が集住する地域を対象にして、①貧児教育、②保育、③防貧(共同宿泊や職業紹介など)、④感化矯正などを内容とする社会事業を実施していた¹⁰。その代表的な例が、貧困世帯の未就学児童を対象とする二つの夜学校-徳風小学校と有隣小学校-である。どちらも明治44年(1911)に開校し、前者は下寺町や釜ヶ崎などに居住する児童を、後者は木津地区に居住する児童を、それぞれ対象とした。つまり警察は、後に部落事務員が設置されることになる地域に対して、ある程度対策を施していたのである。

しかし大阪の米騒動は、8月11日に釜ヶ崎で営業していた米穀商への附近住民たちによる襲撃から本格化し、同日すぐさま騒動は下寺町や広田町など部落出身者が集住する地域に飛び火した¹¹。警察にしてみれば、一定の対策を施していたにも関わらず、部落が騒動の発火点となったわけである。このような米騒動の発生源としての部落という事実こそが警察内で部落事務員構想が立ち上がってきた最大の要因であろう。

さて、警察内部で部落事務員構想が生まれてくるのは、大正7年12月以降のことと考える。それは、新聞紙上で当時の警察の動向が次のように報じられているからである。

●^(ママ)根抵から調査された大阪府下密集部落

之が土台となって改善事業を捗どらしむ府の方針

我が大阪府には密集部落を根本から調査した所謂調査書なるものが迂遠な話だが今日まで作製せられて居なかった、故に去年八月の米騒動以来府当局は頻りと府民の階級的研究に努め、社会政策の一要素を形造るべく林知事、小河博士等主唱の下に屢々報道した方面委員の施設を実行する事となったのであるが、或は将来に於て此の方面監察の事業は警察の為すべき仕事の一つに加えられはすまいか、此の意味に於て比較的密集部落と交渉のある警察部に未だ府管内の密集部落の調査書のないと云う事は假令如何なる努力を払って改善に従事する共、其の根本を究めて居ない以上理想の実現せないことは云う迄もない、此の点に着眼した田中警察部長は各本分署長に命を發して細微なる調査に着手せしめ漸く旧臘に至って之が完成を遂げた。其の得たる調査種別は大

体に於て部落の人情及風俗衛生、教育、宗教有志者及び其の信任の程度、警察信任の程度、受持
 巡査の熱心程度、郡役所、町村役場の之に対する方針並に視察塩梅、改善機関の有無と各種団体
 の傾向等の状態調査であった。而して此の調査を得たる後の田中警察部長の密集部落に対する改
 善方法は何うかと謂えば、如何に外面から懐柔方法を講じても牢固たる彼等の偏狭心を矯め直す
 事は至難しい、故に彼等の生活の内部に立ち入って我等の真情を日夜活動せしめなければならぬ
 と云ふ信条の下に先ず選抜したる警部補を部落に家族と共に居住させ徐ろに感化改善の実践を期
 すると云うのである、更に同部長は斯く語った。「旧臘管下の本分署に向け一密集部落の青年の
 巡査志願者を募る、試験合格者を採用す」と云う通達を發した所が志願者は案外多数で試験の結
 果現在三名許り採用した、尚将来増加の心算である。此の挙は部落改善事業に大効果を來す事は
 疑いなき事実で、自分が理想とする予防警察の一端ともなり、又は大阪府は大阪府の青年に拠っ
 て其の安寧秩序を維持せよと云ふ希望から出たに外ならぬ、要するに警察は彼等に同化し彼等は
 警察に同化せしめると云ふ策に拠って此際根本から実行して見度いと思つて居る」云々と。因に
 府下の密集部落数は六十一部落で此の戸数一万八百七十四戸、男二万六千七百十二人、女二万六
 千三百人、家持人二千二百六十四人、借家人七千六百十人を調べ上げられて居る。

（『大阪時事新報』大正8年1月4日付）

この記事によれば、①大阪府警察では、大正7年10月の大阪府方面委員制度創設を機に、創設され
 たばかりの方面事業が将来は「警察の為すべき仕事の一つに加えられるはすまいか」と考え、まず府内
 の部落調査を実施し、それを同年末に終了したこと¹²、②この調査終了後に、「先ず選抜したる警部
 補を部落に家族と共に居住させ徐ろに感化改善の実践を期すると云う」部落事務員設置構想の原型が
 警察内部で形成されたこと、などが確認できる。つまり、部落事務員構想は、方面委員創設の影響を
 受けて実施された部落調査終了後の大正7年12月からこの記事がだされた翌年1月初めまでに、おそ
 らくは大正7年12月中に警察内部で形成されたものなのである。

第3節 大原救済事業研究所と部落事務員

布引氏は、部落事務員のために大原救済事業研究所において部落改善講習会が開催されたことを明
 らかにしている。次の史料は、その根拠となったもので、『救済研究』第7巻第4号（大正8年4月
 発行）に掲載された。『救済研究』は、大阪府囑託として方面委員制度の立案に関わった小河滋次郎
 が主宰する救済事業研究会が毎月発行したものである。

部落改善講習会

大阪府に於ては、今回部落改善の爲め、専任の警察官を任命することとなり、之れが改善に着手
 する前、其担任者に予め必要なる知識を授くる爲め、其の講習を大原救済研究所に委嘱せしが該
 講習は去る三月三日より四月五日に至る五週日を以て終了せり。

其講習科目左の如し。

救済要論、救済各論、社会衛生、感化事業、警察一斑、部落改善事業、児童遊園、細民同化

事業、精神異常児教育、青年会事業、労働紹介事業、図書館事業

因に今回専任警察官を配置せらるる方面は、難波署、天王寺署、曾根崎署、十三橋署及び住吉署の管内七個所なり。

この史料によって、研究所が部落事務員講習会の実施を大阪府から委嘱されたこと、講習会は3月3日から4月5日までであったこと、その講習科目の内容などが確認できる。なお、末尾2行にある事務員設置場所に関する記述については、後でまた検討したい。

大原救済事業研究所は、大原社会問題研究所創立の3日後、すなわち大正8年2月12日に創設され、同年7月に社会問題研究所に統合された。二村一夫氏によれば、この救済研究所は「小河滋次郎あたりの意見をいれ、愛染園の救済事業研究室を直接継承し、発展させる構想だった」という¹³。愛染園とは、大原孫三郎が大正6年に設立した、下寺町周辺の貧困児童を対象とする夜学校や保育所を営む財団法人石井記念愛染園のことである。愛染園には、創立当初から「救済事業と社会状態の調査研究」と「社会事業を推進する活動家の育成」のために救済事業研究室が付設され、児童問題研究家の高田慎吾が、愛染園理事でもあった小河の進言によって研究員として招聘された。高田は、救済事業研究所設立後に小河とともに委員となった¹⁴。先に紹介した『救済研究』の前号（第7巻第3号）には、高田の消息が次のように報じられている。

▼高田慎吾君 府救済課並に警察部と打合せの上、今回新設さるべき府下部落改善指導並に同化事業担任警官の為に、三月初旬より四月初旬迄愛染園に講習会を開き其講師並に主任として目下熱心尽力中。

高田と大阪府救済課および警察部とが打合せをした結果、「部落改善指導並に同化事業担任警官」すなわち部落事務員のために講習会を開催することが決まり、その実施に向けて高田が尽力していることがわかる。先にみたように、講習会開催は救済研究所に委嘱されたわけだが、その業務を中心的に担ったのが高田だったのである¹⁵。

しかし、高田だけでなく他の所員も講習会において講演をしたようである。研究所には、研究員として後に労働科学のパイオニアとなる暉峻義等¹⁶と同じくセツルメント研究のパイオニアとなる大林宗嗣¹⁷がいたが、特に大林は少なくともこの講習会において「細民同化事業」という科目を担当した可能性が高い。

大林は、講習会終了後の4月12日に府知事官邸で開催された救済事業研究会（第70回）において「セツルメントウォーク（細民同化事業）に就て」と題する講演をした。大林はその冒頭で「今日お話を話を致しますセツルメント事業は既に或る講習会の席上で一度述べた事ありますから、其講習会に出席して居られた方で今日も見へて居る方々に取りましては、ご迷惑であると思ひますが」と話していた¹⁸。この研究会には事務員に任命されたと考えられる4名の警官（片岡清助、村上吉五郎、矢倉新太郎、伊藤弥太郎）が参加していたから、ここでふれられた「或る講習会」とは部落改善講習

会のことを指すと考えられる。大林は、すでに部落改善講習会において、おそらく「細民同化事業」という講演をしていたのであろう。にも関わらず、同じテーマで話すことになった救済事業研究会にも部落事務員たちが参加していたので、冒頭の言葉となったものと推測される。

さて布引氏は、部落事務員の事業が大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』大正11年版で「セツルメント事業」として紹介されたことも明らかにしている。大林は、救済研究所が社会問題研究所に合併された後は、社会問題研究所の第二部に所属し、セツルメントや民衆娯楽施設に関する研究にとりくみ、大正10年から高田とともに『日本社会事業年鑑』の編集執筆業務を担った¹⁹。大正9年中に執筆編集作業がほぼ終了したと考えられ、したがって大林が担当する前の大正10年版『日本社会事業年鑑』では、「セツルメント事業」という項目はなく、部落事務員の事業も「第一篇本年度社会事業新施設」の「第一五章細民部落の改善」でふれられていた。おそらく、11年版から「セツルメント事業」という項目を新設したのは、当該分野を専門に研究していた大林であり、執筆したのも大林であろう。そうであるならば、自らが創設に関与した部落事務員事業を「セツルメント事業」という項目で大林が紹介するということが理解しやすい。年鑑で部落事務員が紹介されているのは以上の事情によると考える。

第4節 警察署増設と部落事務員の活動

布川氏は大正8年度より部落事務員事業が開始されたと指摘している。一方で、『日本社会事業年鑑』大正11年版では、部落事務員は「一九二〇（大正九）年に設置された」と記述されていることも指摘する²⁰。一見すると矛盾するように思えるこの指摘をどう理解したらよいであろうか。

事務員の人選そのものは、部落改善講習会が始まる大正8年3月までに終了したはずである。また、事務員（「密集部落事務員」）への在勤手当支給規則に関する大阪府知事訓令案には「大正八年四月ヨリ施行ス」と記されていた²¹から、講習会が終了する大正8年4月から事業は開始されたと考えたい。したがって、大正8年度から開始されるという布川氏の指摘は正しいと考える。

在勤手当そのものは4月より支給されたとしても、では、実際の活動はいつから始まったのであろうか。

其日暮しの八千人／悲惨極まる長柄／密集部落の生活

改善専務の警部補派出所設立と中津署長代理の瀬踏み

浮浪細民の多い長柄の密集部落改善の目的で、今回同所に部落改善専務の警部補派出所を設置することになり、中津署長代理原警部は其下調べ傍瀬踏みと云った格で二十九日仔細に同部落の端々まで巡視したが、ソノ悲惨なる生活状態は想像以上であったといふ、長柄の中でも最も惨めな暮しをして居るのは約二千戸八千人で、中には多数の木賃宿があるが、約十戸は殆ど建腐れ同様な茅屋で戸障子なども新聞紙を貼ったのは上等の部で、三畳間の日家賃が十八銭、その家賃さへ払へない連中は軒下に果敢ない夢を結んでゐる、淀川に沿うた東洋製紙裏手の細民長屋も随分甚いが、ココの者は羅宇仕換屋其他兎に角職業を持って居て、中には鶏の百羽も飼って住居こ

そ馬小屋にも劣るが懐工合は存外いいものもある、然しボロ製天幕生活の連中に至っては始末におへぬ、長い者になるとそこに十数年も住んで暗い生活を営んで居る、方面委員は出来てもまだまだソコまでは手が廻らぬから中津署開設第一着手の事業として之等細民の本籍調べを厳密に行ひ、一定の職業ある者の外はドシドシ本籍地へ送還する方針だと

(『大阪毎日新聞』大正8年5月1日)

この記事によって、長柄の木賃宿街を対象とする部落改善事業の準備のために、中津署の署長代理が巡視をしていることが確認できる。南長柄出張所における事業開始は、この巡視後のことになろう。事業開始が5月以降にずれ込んだのは、「中津署開設第一着手の事業」とあるように、出張所を管轄する中津署そのものの開設が4月21日だったからである。実は、大阪府警察は大正8年度に警察署の増設(10ヶ所)と警察官の大異動(約800人)を実施しており、新設署のなかに出張所を管轄する警察署が多く含まれていた。中津署を含めて、下寺町出張所を管轄する戎、釜ヶ崎出張所の今宮、西浜町・栄町両出張所の芦原の4警察署である。これらの警察署の開庁は、中津・今宮が4月21日、戎・芦原が5月1日であった²²。したがって、4警察署が管轄する出張所の事業はそれ以降に開始されたと推測される。ちなみに、下寺町出張所事務員の活動は大正8年6月から、釜ヶ崎出張所事務員の活動は大正8年5月から、それぞれ確認できる²³。

付言すると、布引氏の出張所設置場所比定の誤りは、大正8年度におけるこの警察署増設を考慮に入れていない点に原因の一つがあると考えられる。氏は、先に紹介した『救済研究』第7巻第4号にある「今回専任警察官を配置せらるる方面は、難波署、天王寺署、曾根崎署、十三橋署及び住吉署の管内七ヶ所」を根拠にして、「住吉」を出張所設置場所と考えたのであろう。しかし、この記事は警察署増設前に書かれたものであり、後に増設されたことをふまえて解釈する必要がある。たとえば、釜ヶ崎出張所は増設前であれば住吉署管内であるが(その意味で『救済研究』の記述は正確である)、実際は新設の今宮署管内である。同様に、西浜町・栄町両出張所は旧警察署であれば難波署管内で実際は芦原署管内、下寺町出張所は天王寺署で戎署、長柄出張所は十三橋署で中津署という関係になる。布引氏はこの辺りの事情を考慮せずに、設置場所を比定したものと推測される。

第5節 部落事務員出張所建設の実態

また、事務員が家族とともに居住する出張所についても、すぐには建設されなかったということも指摘しておきたい。実は、先にふれた『大阪毎日新聞』大正8年12月24日付夕刊には、「大阪府警察部では細民部落改善の目的を以て北島町、西浜町、葉村町、下寺町、長柄町、西中島村の釜ヶ崎等(北)(ママ)に近く特設派出所を新設して、警部補二名・巡查部長四名・巡查十数名を配置する予定である」とあり、大正8年末においても「特設派出所」=出張所が一つも設置されていないかのように報じられていた。

より正確な情報を得るために大正8年版の大阪府警察統計書をみると、同年の出張所設置箇所は、戎、曾根崎、今宮、中津、十三橋の各警察署管内に1ヶ所宛、芦原署管内に2ヶ所の合計7ヶ所となっていたが、このうち今宮署の専務員出張所(今宮町)を除く6ヶ所が「本年末現在ニ於テ建物建

築中又ハ事務開始セサルモノ」という備考がつけられていた。つまり、大正8年中に建設され、かつ事業を開始したのは釜ヶ崎（今宮町）出張所だけだったのである。それ以外は事業を開始したものの出張所が未建設であったということになるのだろう。

それでは、釜ヶ崎以外の出張所はいつ建設されたのであろうか。後に検討する警察官の住所録のうち、大正8年段階のものをみると、出張所に住所があるのは、「西成郡釜ヶ崎警部補派出所」の小寺正吉、「西成郡豊崎町長柄巡查部長出張所」の矢倉新太郎、「西成郡北中島村東宮原出張所」の牧野栄太郎の3名のみである。この住所録は翌年の年賀状作成のために配付されたものであるから、おそくとも大正8年末時点で3名は出張所に居住していたということになり、この段階で3ヶ所の出張所が存在したとも考えられる。そうなると、先の大阪府統計書備考との関係が問題になる。二つの史料を統合的に理解すると、釜ヶ崎以外の2ヶ所についても建設されたものの、事業は開始されていないということになるが、出張所が完成し、事務員も居住しているのに事業が開始されないということがあり得るだろうか。もう少し当時の新聞記事を検討してみよう。

史料②

市民館の同化事業と同時に警察側でも新しい試み／細民部落へ巡查部長を住居せしめて細民の友たらしめる計画

大阪市が明春北区天神橋六丁目に建設すべき市民館は音楽、読書その他の娯楽設備をなして文化政策の一助となすのみならず、併せて職業紹介、人事相談、実費診療の施設をなして所謂細民同ソシアルセツル化事業を開始する予定なるが…尚右の市民館の同化事業と時を同じうして警察側においても細民部落に巡查部長詰所を新設するを機とし之を細民同化事業に利用せんとし、現に今宮署にては既に飛田稲荷横町裏手に小寺巡查部長を居住せしめ、芦原署においても近く西浜及び木津に之を建設して、前者には大阪一の貧民窟通として知らるる村上巡查部長を、後者には片岡巡查部長を住居せしむる事となり、又十三橋署は柴島に、中津署は長柄に、戎署は八十軒長屋に、曾根崎署は葉村町に夫々適当人物を抜擢居住せしめて細民の友たらしむる事に内定したりと

〔『大阪毎日新聞』大正9年7月30日〕

この史料②の後半部によれば、大正9年7月末時点でも、「飛田稲荷横町裏手」に建設された釜ヶ崎出張所以外は、まだ建設されていないことが確認できる（なお、史料②では出張所設置箇所として柴島があげられているが、正しくは東宮原である）。大正9年版の大阪府警察統計書を見ると、出張所の合計数は7ヶ所となっており、8年版にあった備考はつけられていない。先の住所録の情報をどう理解するか難しいが、おそらくこの史料②の記事掲載以降、すなわち大正9年8月から同年末までに残りの出張所も建設されたのではないだろうか²⁴。そして、ほとんどの出張所が大正9年後半期に建設されたという事実をとらえて、『日本社会事業年鑑』は部落事務員の設置を大正9年としたのではないかと推測される。

なお、史料②の前半にある市民館とは、米騒動時に大阪市が大阪府と共同で実施した白米販売事業の残金約55万円を府と折半して設立した隣保施設である²⁵。

第6節 部落事務員の確定

史料②では、部落事務員事業の実施が「内定」したと報じられている。しかし、これまで検討してきたように、出張所建設は大正9年までずれこんだものの、部落事務員事業そのものは大正8年4月以降開始されており、それまでに事務員の選定も終了していたと考えられる。そこで、部落事務員に選定された人物を確定しておこう。

まず、部落事務員の名前が確実に判明するのは、大正11年時点である。大阪府警察部に所属する全警察官の大正11年末時点での住所録である『警察官消防官其他職員年賀交礼名簿 大正一二年』（警察攻法会）で、住所が出張所となっている者をあげると、伊藤弥太郎（本庄葉村町）、矢倉新太郎（南長柄）、西村昌道（下寺町）、村上吉五郎（西浜町）、前田虎治郎（栄町）、小寺正吉（今宮町）、牧野栄太郎（東宮原）、島崎秀馬（城北村荒生）の8名である。このうち、城北村荒生（=生江町）出張所は、先に述べたように大正11年に新設されたものであるから、残りの7名が設置当初の事務員である可能性がある。このうち、大正8年住所録で出張所居住が判明する小寺、矢倉、牧野、さらには下寺町の西村は設置当初の事務員とみて間違いなであろう。また、大正9年7月の新聞記事である史料②に小寺とともに名前のある村上、片岡の各「巡査部長」についてもその可能性は高いと考えられるが、残りの事務員も含めて同時代の史料からもう少し検討してみたい。

先に部落事務員講習会終了後、部落事務員に任命されたと考えられる4名の警察官（片岡清助、村上吉五郎、矢倉新太郎、伊藤弥太郎）が大正8年4月12日開催の救済事業研究会に参加していたことについてふれた。会員である大阪府内の社会事業関係者が参加する同会は原則毎月開催されており、実はその後も複数の警察官が出席している。同会に出席した警察官を警部補・巡査部長に限定してリストアップすると、表1となる。期間は大正8年4月から同10年末までとしたが、大正11年時点で事務員であった者が複数回出席していることが確認できる。先の7名のうち、前田虎治郎を除く6名は頻繁に（10回以上）、しかも全員が大正8年5月10日の研究会、講習会終了から数えれば2回目の研究会までに出席していることが確認できる。この点については片岡清助にもあてまり、

表1 救済事業研究会出席警察官

| | | 矢倉新太郎 | 伊藤弥太郎 | 村上吉五郎 | 牧野栄太郎 | 小寺正吉 | 西村昌道 | 片岡清助 | 前田虎治郎 | 武輪清造 | 上田秀治 | 萩野雅男 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|--|
| 1919年 | 4/12 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | |
| | 5/10 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | 6/14 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | 7/12 | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | |
| | 8/9 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | 9/13 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | |
| | 10/11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| | 11/13 | | | | | | | | | | | | |
| | 12/13 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 1920年 | 1/10 | | | ○ | | | | ○ | | | | |
| 3/13 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 4/10 | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | |
| 5/8 | | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | | |
| 7/10 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 8/14 | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 9/11 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 10/9 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 11/13 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | ○ | |
| 12/11 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| 1921年 | 1/8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| | 2/12 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | 3/12 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | | |
| | 4/16 | | | | | | | | | | | ○ | |
| | 5/14 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | |
| | 6/11 | ○ | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 7/9 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 8/13 | | ○ | | | | | | | | | | |
| | 9/10 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| | 10/8 | | ○ | | | ○ | | | | | | | |
| 11/13 | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| 12/10 | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| 合計回数 | 22 | 19 | 18 | 15 | 12 | 11 | 12 | 6 | 3 | 3 | 1 | | |

出典：『救済研究』各号。

この6名と片岡が部落事務員創設当初の事務員とみてよいであろう（表1の出席回数上位7名）。

大正11年当時の事務員で残る前田虎治郎は、片岡清助の後任として部落事務員になったものと推測される。すでに述べたように部落事務員の中には方面委員を兼任するものがいた。片岡も、難波第五（後の第三）方面と栄方面（西浜地区）の方面委員を兼任していたが、大正9年7月に「病氣」を理由に辞表を提出したため、その後任として前田虎治郎が大正9年7月14日付けで両方面の委員に就任した。前田が選ばれた理由は「殊に部落改善に興味を有せるを以て本方面委員として最も適任者と思料せられ候」であった²⁶。おそらくこの交代に合わせて、部落事務員の交代も兩人間でなされたものと推測される。あらためて、表1で2人の出席状況を確認すると、交代があった1ヶ月後の大正9年8月14日の研究会に兩人とも出席している。しかも片岡はこの回を最後に出席がなく、一方前田はこの回から出席が確認できるというように、この回を境に出席状況が対照的・相互補完的であることが確認でき、先の推測を裏付けるものとなっている。

第2章 創設後の部落事務員

第1節 部落事務員出張所数の推移

出張所の増設については、これまでに必要な限りでふれてきたが、より概括的にその増設過程を明らかにしておこう。『大阪府警察統計書』の各年版から出張所数の推移をまとめると、表2となる。大正13年（1924）版までは集計項目として「専務員出張所」があるが、その後は、単に「出張所」の項目のみとなるので、大正14年以降は便宜上警部補と巡査部長が配置された出張所数をあげている。

この表から明らかなように、大正11年に城北村荒生（生江町）専務員出張所が新設され、翌年に堺署管内に船松村巡査部長出張所が新設された。その後、しばらく増設はなかったが、昭和4年（1929）に下三番出張所が新設され、出張所は大阪府内で計10ヶ所となった。これ以後、出張所が新設された場所は統計書からは確認できない。昭和5年の下寺町出張所の廃止は、おそらく事務員西村昌道の退職によるものであり、昭和8年の復活は、後に述べるように前田虎治郎の着任によるもので、出張所の建物自体はこの間残っていたと推測される。この下寺町出張所の復活後、出張所数はしばらく10ヶ所で推移するが、昭和13年にほぼ半減し6ヶ所となり、翌年には釜ヶ崎のみを残して他の出張所も廃止された。この間の出張所の削減の事情はよく分からない。今後の課題とせざるをえない。

さて、布川氏は大阪府会において出張所新設が提案された際、出張所の役割などをめぐって質疑がなされたことを指摘している²⁷。大正13年12月9日の通常大阪府郡部委員会において、水本村（現寝屋川市）燈油とゆに「出張所」をつくることに関し、議員（藤阪寅次郎）から出張所の性格について質問があった。それに対し、府側の中村與吉郎警視が新設予定の出張所は「部落ノ専務員ノ出張所ト云フコト」で、その役目は「現在市外ノ接続町村ニ在リマスル」出張所と同様に「其ノ部落ニ家族全部ガ住ミマシテ、其ノ部落ノ取締ハ勿論デアリマスルガ、尚ホ其ノ部落土地ノ改善ト云フコトヲスル役目デアリマス」と答弁していた²⁸。

大阪府が、大正14年度の新規事業として部落改善事業である水本村燈油「出張所」建設を提案し、質疑が行われたのである。表2をみると、同年度の出張所新設は確認できないが、あらためて統計書

をみると、大正14年から燈油に「巡査駐在所」が新設されたことが確認できる。また、同年発行の後述の警察官住所録では、「水本村燈油巡査出張所」に巡査藤井清一が居住していることが確認できる。この駐在所は前年までなかったもので、先の府会での議論の内容からおそらく出張所機能を果たす駐在所として新設されたものと推測される。この駐在所が従来の出張所と異なるのは巡査が勤務・居住していることであり、機能としては出張所と同じであったのであろう。先に述べたように大正14年の統計書から「専務員出張所」という集計項目がなくなる。おそらく14年度から従来は警部補もしくは巡査部長のみに勤務させていた出張所に、新たに巡査も勤務させるような制度変更がなされたのではないだろうか。いずれにせよ、統計上は出張所新設が確認できないこの時点においても、大阪府が部落改善事業としてこの出張所設置を有効とみなし、その増設を試みていたことを確認しておきたい。

表2 部落専務員出張所数の変遷

| 年 | 数 | 備 考 |
|------|------|------------------|
| 1919 | 7(6) | 6ヶ所は未建設もしくは事業未実施 |
| 1920 | 7 | |
| 1921 | 7 | |
| 1922 | 8 | 城北村荒生(生江町)新設 |
| 1923 | 9 | 舳松村巡査部長出張所新設 |
| 1924 | 9 | |
| 1925 | 9 | |
| 1926 | — | |
| 1927 | 9 | |
| 1928 | 9 | |
| 1929 | 10 | 下三番新設 |
| 1930 | 9 | 下寺町廃止 |
| 1931 | 9 | |
| 1932 | 9 | |
| 1933 | 10 | 下寺町復活 |
| 1934 | 10 | |
| 1935 | 10 | |
| 1936 | 10 | |
| 1937 | 10 | |
| 1938 | 6 | 西浜町・栄町・長柄・下三番廃止 |
| 1939 | 1 | 釜ヶ崎のみ |
| 1940 | 1 | |
| 1941 | 1 | |
| 1942 | 1 | |

出典：『大阪府警察統計書』各年版。

第2節 部落専務員の異動

先に創設当初の部落専務員を確定したが、片岡と前田のような交代事例もあるから、次に出張所ごとに専務員の変遷を可能な限り明らかにしておこう。

これまでに何度かふれてきた警察官の住所録は、大阪市立中央図書館が所蔵しており、大正5、8、11、13、14、昭和2、3、4、7、8、12の各年発行のものが存在し、大阪府警察部所属の全職員の氏名・住所などが判明する。書名は、昭和4年発行のみ『大阪府警察職員録』で、他はすべて『(大阪府)警察官消防官其他職員年賀交礼名簿』である。

これらの住所録から出張所に住所がある警察官をまとめると表3となる。創設当初の7人の専務員のうち、当該期間を通して在職していたのは「大阪一の貧民窟通として知らるる」村上吉五郎だけであることがわかる。また、全10ヶ所のうち、大阪市内および接続町村に設置された出張所は比較的専務員が固定化される傾向があるのに対し、当初郡部であった東宮原や大正11年以降に新設された出張所では交代頻度が高いことがわかる。

興味深いのは、専務員の間で他の出張所へ異動する事例がみられることである。これらの事例は昭和初期にみられる。まず小寺正吉が昭和4年時点で前田の後任として釜ヶ崎から栄町に異動している。次いで村上が昭和7年時点で小寺の後任として西浜町から栄町に、同じくかつて栄町に勤務していた前田が下寺町にと、それぞれ異動している。これら一連の異動は西村昌道と小寺の退職にともなうも

表 3 部 落 事 務 員 変 遷 表

| 出 張 所 名 | 大 正 8 年 (1919) | 大 正 11 年 (1922) | 大 正 13 年 (1924) | 大 正 14 年 (1925) | 昭 和 2 年 (1927) |
|-----------------|--|--|--|--|--|
| 下 寺 町 | (西 村 昌 道) 南 区 下 寺 町 四 丁 目 警 部 補 派 出 所 | 西 村 昌 道 南 区 下 寺 町 二 丁 目 警 部 補 派 出 所 | 西 村 昌 道 南 区 下 寺 町 二 丁 目 警 部 補 派 出 所 | 西 村 昌 道 南 区 下 寺 町 二 丁 目 警 部 補 派 出 所 | 西 村 昌 道 天 王 寺 区 下 寺 町 二 丁 目 警 部 補 派 出 所 |
| 西 浜 町 | (村 上 吉 五 郎) 南 区 本 津 大 国 町 | 村 上 吉 五 郎 南 区 采 野 一 丁 目 西 浜 町 出 張 所 | 村 上 吉 五 郎 南 区 采 野 一 丁 目 西 浜 町 出 張 所 | 村 上 吉 五 郎 南 区 警 署 西 浜 町 出 張 所 | 村 上 吉 五 郎 南 区 警 署 西 浜 町 出 張 所 |
| 采 町 | (片 岡 清 助) 南 区 難 波 桜 113 - 1374 高 橋 方 | 前 田 虎 治 郎 南 区 采 野 二 丁 目 采 野 出 張 所 | 前 田 虎 治 郎 南 区 警 署 采 野 出 張 所 | 前 田 虎 治 郎 南 区 警 署 采 野 出 張 所 | 前 田 虎 治 郎 南 区 警 署 采 野 出 張 所 |
| 本 庄 葉 村 町 | (伊 藤 弥 太 郎) 北 区 本 庄 中 野 町 284 | 伊 藤 弥 太 郎 北 区 本 庄 葉 村 町 出 張 所 | 伊 藤 弥 太 郎 北 区 道 本 町 警 署 出 張 所 | 伊 藤 弥 太 郎 北 区 道 本 町 警 署 出 張 所 | 伊 藤 弥 太 郎 北 区 道 本 町 警 署 出 張 所 |
| 釜 ヶ 崎 | 小 寺 正 吉 西 成 郡 釜 ヶ 崎 警 部 補 派 出 所 | 小 寺 正 吉 西 成 郡 今 宮 町 警 部 補 派 出 所 | 小 寺 正 吉 西 成 郡 今 宮 町 警 部 補 派 出 所 | (小 寺 正 吉) 新 市 安 井 町 1089 | 小 寺 正 吉 新 市 安 井 町 744 / 1 釜 ヶ 崎 警 部 補 派 出 所 |
| 長 柄 | 矢 倉 新 太 郎 西 成 郡 豊 崎 町 長 柄 巡 査 部 長 出 張 所 | 矢 倉 新 太 郎 西 成 郡 豊 崎 町 南 長 柄 出 張 所 | 矢 倉 新 太 郎 西 成 郡 豊 崎 町 南 長 柄 出 張 所 | 大 橋 勝 次 郎 東 淀 川 区 南 長 柄 町 長 柄 警 部 補 派 出 所 | 大 橋 勝 次 郎 東 淀 川 区 南 長 柄 町 長 柄 警 部 補 派 出 所 |
| 東 宮 原 | 牧 野 栄 太 郎 西 成 郡 北 中 島 村 東 宮 原 出 張 所 | 牧 野 栄 太 郎 西 成 郡 北 中 島 村 東 宮 原 出 張 所 | 川 上 京 造 西 成 郡 北 中 島 村 東 宮 原 出 張 所 | 川 上 京 造 東 淀 川 区 日 之 出 町 警 部 補 派 出 所 | 川 上 京 造 東 淀 川 区 日 之 出 町 警 部 補 派 出 所 |
| 生 江 町 | 島 崎 秀 馬 東 成 郡 城 北 村 荒 生 専 務 員 出 張 所 | 島 崎 秀 馬 東 成 郡 城 北 村 荒 生 専 務 員 出 張 所 | 安 藤 治 郎 東 成 郡 城 北 村 荒 生 専 務 員 出 張 所 | 安 藤 治 郎 東 成 区 生 江 町 専 務 員 出 張 所 | 金 岡 国 吉 東 成 区 生 江 町 専 務 員 出 張 所 |
| 船 松 村 | | | 佃 市 蔵 (巡 査) 泉 北 郡 船 松 村 出 張 所 | 佃 市 蔵 新 市 船 松 村 出 張 所 | 佃 市 蔵 新 市 船 松 村 出 張 所 |
| 統 計 上 の 出 張 所 数 | 7 | 8 | 9 | 9 | 9 |
| 出 張 所 名 | 昭 和 3 年 (1928) | 昭 和 4 年 (1929) | 昭 和 7 年 (1932) | 昭 和 8 年 (1933) | 昭 和 12 年 (1935) |
| 下 寺 町 | (西 村 昌 道) | (前 田 虎 治 郎) | 前 田 虎 治 郎 天 王 寺 区 下 寺 町 三 丁 目 警 部 補 派 出 所 | 前 田 虎 治 郎 天 王 寺 区 下 寺 町 三 丁 目 警 部 補 派 出 所 | (前 田 虎 治 郎) 天 王 寺 区 下 寺 町 三 丁 目 63 |
| 西 浜 町 | 村 上 吉 五 郎 南 原 警 署 浪 速 区 西 浜 出 張 所 | 村 上 吉 五 郎 南 原 警 署 浪 速 区 西 浜 出 張 所 | 大 倉 熊 吉 浪 速 区 采 野 北 通 一 丁 目 南 原 警 署 西 浜 出 張 所 | 大 倉 熊 吉 浪 速 区 采 野 五 丁 目 南 原 警 署 西 浜 出 張 所 | 遠 山 重 四 郎 南 原 警 署 西 浜 町 出 張 所 |
| 采 町 | 前 田 虎 治 郎 南 原 警 署 浪 速 区 采 野 出 張 所 | 小 寺 正 吉 南 原 警 署 采 野 出 張 所 | 村 上 吉 五 郎 浪 速 区 采 野 二 丁 目 南 原 警 署 采 野 出 張 所 | 村 上 吉 五 郎 浪 速 区 采 野 二 丁 目 南 原 警 署 采 野 出 張 所 | 村 上 吉 五 郎 南 原 警 署 采 野 出 張 所 |
| 本 庄 葉 村 町 | 下 瀧 紹 隆 北 区 道 本 町 官 舎 | 下 瀧 紹 隆 北 区 道 本 町 官 舎 | 下 瀧 紹 隆 北 区 道 本 町 警 部 補 派 出 所 | 下 瀧 紹 隆 北 区 道 本 町 警 部 補 派 出 所 | 下 瀧 紹 隆 北 区 道 本 町 警 部 補 派 出 所 |
| 釜 ヶ 崎 | 小 寺 正 吉 西 成 区 東 四 條 二 丁 目 3 釜 ヶ 崎 警 部 補 派 出 所 | (佃 市 蔵) | 松 井 才 太 郎 西 成 区 東 四 條 二 丁 目 釜 ヶ 崎 警 部 補 派 出 所 | 松 井 才 太 郎 西 成 区 釜 ヶ 崎 警 部 補 派 出 所 | 塩 井 文 夫 西 成 区 東 四 條 二 丁 目 3 今 宮 警 署 釜 ヶ 崎 出 張 所 |
| 長 柄 | 大 橋 勝 次 郎 中 津 警 署 長 柄 出 張 所 | 大 橋 勝 次 郎 中 津 警 署 長 柄 出 張 所 | 大 橋 勝 次 郎 東 淀 川 区 長 柄 中 通 一 丁 目 長 柄 警 署 長 柄 出 張 所 | 大 橋 勝 次 郎 東 淀 川 区 中 通 一 丁 目 中 津 警 署 長 柄 出 張 所 | 大 橋 勝 次 郎 東 淀 川 区 中 通 一 丁 目 中 津 警 署 長 柄 出 張 所 |
| 東 宮 原 | 川 上 京 造 東 淀 川 区 日 之 出 町 警 部 補 派 出 所 | (宮 原 角 力) 三 島 郡 茨 木 町 字 茨 木 1139 | 久 留 井 恵 長 東 淀 川 区 日 之 出 町 警 部 補 派 出 所 | ? | 上 元 悟 東 淀 川 区 日 之 出 町 巡 査 部 長 出 張 所 |
| 生 江 町 | 金 岡 国 吉 東 成 区 生 江 町 専 務 員 出 張 所 | 金 岡 国 吉 東 成 区 生 江 町 専 務 員 出 張 所 | 丸 山 末 彦 旭 区 生 江 町 巡 査 部 長 出 張 所 内 | 丸 山 末 彦 旭 区 生 江 町 巡 査 部 長 出 張 所 内 | 丸 山 末 彦 旭 区 生 江 町 巡 査 部 長 出 張 所 |
| 船 松 村 | 佃 市 蔵 新 市 船 松 村 巡 査 部 長 出 張 所 | 佃 市 蔵 新 市 船 松 村 巡 査 部 長 出 張 所 | 佐 藤 権 一 新 市 耳 原 町 警 部 補 派 出 所 | 小 林 民 治 新 市 耳 原 町 出 張 所 | 小 林 民 治 新 市 耳 原 町 警 部 補 派 出 張 所 |
| 下 三 番 | | (下 川 二 良) 東 淀 川 区 中 津 本 通 三 丁 目 17 | 下 川 二 良 東 淀 川 区 中 津 本 通 二 丁 目 22 巡 査 部 長 出 張 所 | 渡 辺 作 次 郎 東 淀 川 区 中 津 本 通 二 丁 目 中 津 警 署 中 津 町 出 張 所 | 渡 辺 作 次 郎 中 津 警 署 中 津 町 出 張 所 |
| 統 計 上 の 出 張 所 数 | 9 | 10 | 9 | 10 | 10 |

註：() 内 の 人 物 は、住 所 録 で 住 所 が 出 張 所 で ない も の、も し く は 住 所 録 に 記 載 そ の も の が ない も の で、部 落 事 務 員 と 推 測 さ れ る も の。

表 4 方面委員兼任の部落事務員

| 出張所名 | 大正9年(1920) | 兼任方面名 | 大正11年(1922) | 兼任方面名 | 大正13年(1924) | 兼任方面名 | 大正14年(1925) | 兼任方面名 |
|-------|------------|----------|-------------|-------------|-------------|----------|-------------|----------|
| 下寺町 | (西村昌道) | 天王寺第三 | 西村昌道 | 天王寺第一 | 西村昌道 | 天王寺第一 | 西村昌道 | 天王寺第一 |
| 西浜町 | (村上吉五郎) | 米 | 村上吉五郎 | 米 | 村上吉五郎 | 米 | 村上吉五郎 | 米 |
| 栄町 | (片岡清助) | 難波第五 | 前田虎治郎 | 難波第三・米 | 前田虎治郎 | 米・難波第三 | 前田虎治郎 | 米・難波第三 |
| 本庄葉村町 | (伊藤弥太郎) | 第三北野 | 伊藤弥太郎 | 済美第二 | 伊藤弥太郎 | 済美第二 | 伊藤弥太郎 | 済美第二 |
| 釜ヶ崎 | 小寺正吉 | 天王寺村 | 小寺正吉 | 天王寺村・今宮町 | 小寺正吉 | 今宮町・天王寺村 | (小寺正吉) | 今宮・天王寺第三 |
| 長柄 | 矢倉新太郎 | 豊崎町長柄 | 矢倉新太郎 | 豊崎町本庄・豊崎町長柄 | 矢倉新太郎 | 本庄・長柄 | | |
| 出張所名 | 昭和2年(1927) | 兼任方面名 | 昭和3年(1928) | 兼任方面名 | 昭和4年(1929) | 兼任方面名 | | |
| 下寺町 | 西村昌道 | 天王寺第一 | (西村昌道) | 天王寺第一 | (前田虎治郎) | 天王寺第一 | | |
| 西浜町 | 村上吉五郎 | 米・難波第三 | 村上吉五郎 | 米・難波第三 | 村上吉五郎 | 米・難波第三 | | |
| 栄町 | 前田虎治郎 | 米・難波第三 | 前田虎治郎 | 米・難波第三 | 小寺正吉 | 米 | | |
| 本庄葉村町 | 伊藤弥太郎 | 済美第二 | | | 下瀬紹隆 | 済美第二 | | |
| 釜ヶ崎 | 小寺正吉 | 今宮・天王寺第三 | 小寺正吉 | 今宮・天王寺第三 | (佃市蔵) | 今宮 | | |
| 長柄 | 大橋勝次郎 | 長柄 | 大橋勝次郎 | 長柄 | 大橋勝次郎 | 長柄 | | |
| 東宮原 | | | | | (宮原角力) | 十三 | | |
| 舳松村 | 佃市蔵 | 堺市第二 | 佃市蔵 | 堺市第二 | (下川二良) | 中津 | | |
| 下三番 | | | | | | | | |

出典：『大阪府方面委員事業年報』各年版。

のと推測される。西村は、次章で紹介する新聞記事から昭和3年3月末まで在職していたことが確認できるが、昭和3年以降、住所録で名前を確認することができない。おそらく、昭和3年以降に退職したと推測される。小寺も昭和7年以降、名前が確認できなくなるから、同年以降に退職したと推測される。この二人の退職にともない、上記の異動が玉突き的に行われたのであろう。

さて、以上の異動からうかがえるのは、大阪府警内部における出張所間の序列である。まず、下寺町、栄町の両出張所では後任として事務員経験者が採用されたのに対し、釜ヶ崎、西浜町の両出張所では経験者採用が重視されない。このことから、事務員として経験者が重視される下寺町・栄町とそうでない釜ヶ崎・西浜町との間に序列があったことを推測させる。さらに経験者である前田が栄町から下寺町に異動した事例から、より重視されていたのが下寺町出張所であったことも推測される。つまり、大阪府警察内部では少なくとも、①下寺町→②栄町→③釜ヶ崎・西浜町という出張所の序列があったことが推測できる。このような序列があったとすれば、それは何に起因するのか、対象地域の実態や出張所機能の違いなどについて今後さらに解明する必要がある。

第3章 部落事務員の活動の実態

第1節 部落事務員の方面委員との兼任の実態

部落事務員の多くは方面委員を兼任していた。本稿のこれまでの検討によって、部落事務員の氏名がほぼ確定したため、その兼任の実態を表4にまとめた。ほとんどの事務員が方面委員を兼任していること、当初兼任していなかった東宮原や増設出張所でも兼任がみられるようになったことなどが確認できる。なお、昭和7年(1932)の救護法施行にともない、公務関係者は方面委員を援助する「賛助委員」として位置づけられたことによって、部落事務員と方面委員との兼任はなくなった。

注目すべきなのは、村上・小寺・前田・矢倉のように二つの方面の委員を兼任している点である。このような事例は、民間委員ではみられず、管見の限り部落事務員しか確認できない。方面委員は所属する方面区域内に居住するのが一般的であったから、極めて特異な事例と言えよう。また部落事務員は、各方面の常務委員たちが毎月1回集まる会合＝常務委員聯合会に出席することが許されていた。たとえば、大正8年6月20日開催の常務委員聯合会に「小寺、牧野、矢倉、片岡、西村ノ各警察官委員」が出席し、各方面からの活動報告を聞いていた²⁹。ちなみに牧野は方面委員ではない。聯合会への部落事務員の出席状況をまとめると、表5になる。

表5 方面常務委員聯合会に出席した部落事務員

| 年 | 開催日 | 出席者 |
|------|--------|-----------------------|
| 1919 | 6月20日 | 小寺正吉、牧野栄太郎、矢倉新太郎、西村昌道 |
| 1921 | 4月20日 | 矢倉新太郎、小寺正吉、伊藤弥太郎(?) |
| | 5月20日 | 西村昌道、小寺正吉 |
| | 10月20日 | 西村昌道、小寺正吉、牧野栄太郎、矢倉新太郎 |
| | 11月21日 | 小寺正吉、矢倉新太郎 |
| | 12月20日 | 小寺正吉 |

出典：『方面委員一件書類』（大阪市公文書館所蔵）。

このような措置がとられたのは、部落改善事業の対象である部落出身者の移動の広域性・流動性に由来するものと推測される。福原宏幸氏や鈴木良氏が明らかにしたように、第一次世界大戦中からの急激な工業化にともない、各地の部落から多くの人々が来阪するとともに、市内の西浜地区周辺では、人口飽和状態にあった同地区から多数の人々が移住していた³⁰。事務員たちは、部落出身者のこのような広域的な動向を把握する必要性から、各方面における貧困者の状況や救済事例を知ることができ、常務委員联合会への出席を許されたものと推測される。

以下、本章では方面活動との関係を意識しながら、方面委員を兼任していた西村昌道と小寺正吉という二人の部落事務員にしぼって、彼らの活動の実態について明らかにしたい。

第2節 部落事務員西村昌道の活動

西村については、すでに別稿³¹で詳しく検討したので、その結果を要約しておきたい。「はじめに」でふれた佐賀朝氏の研究では、八十軒長屋における貯金奨励事業は、西村と天王寺第三方面の民間委員による活動が平行して行われたように受け取れる。しかし同方面の活動報告³²によれば、この事業を主導したのは同方面内で貯金奨励の「専務³³」係として活動していた西村であった。大江貯金奨励会が設立された大正8年6月までは、同長屋は「一般ヨリ」「擯斥」を受け、民間の委員たちは長屋住民に対する方面活動について「日夜苦心」していた。しかし西村は、彼等を援助して「熱心ニ是等細民調査」に従事し、「同町（下寺町）担任」であった委員北野伊三郎とともに「各戸ノ債務状況ヲ審ニ」調査したという。6月上旬より始まる貯金勧誘においても委員たちは「連日夜間西村警部補ノ応援ヲ求メ」た。奨励会設立後の集金も「西村氏自ら月初に各戸に付いて直接集金」した³⁴。準備、勧誘、集金のいずれの段階においても中心的な役割をはたしたのは西村なのである。

しかも、八十軒長屋での貯金奨励事業は、広田町にある「社の裏」という八十軒長屋同様の裏長屋における貯金奨励事業と一体となって実施された。社の裏での事業は、八十軒長屋より遅れること2ヶ月、大正8年8月から開始された。ここでも西村が毎月各戸を訪問し集金した³⁵。

さて、社の裏のある広田町は方面区域で言うと恵美第二（後の恵美）方面に属したから、西村の社の裏での活動は所属方面区域外での活動となる。このように活動範囲が複数の方面区域にまたがるというのが部落事務員活動の特徴の一つである。方面委員としては特異な活動形態と言えよう。

この点についてもう少し詳しくみていくと、西村は、八十軒長屋での貯金奨励事業を開始するのとはほぼ同じ時期に、日本橋方面や難波第一方面の委員会に出席し、発言していた。いずれも西村が活動していた下寺町と広田町に隣接する方面である。西村は、6月11日開催の難波第一方面の委員会に「臨席」し、「種々ノ御話」をした³⁶。6月8日の日本橋方面の委員会にも出席し、「女工就職口トシテ比較的収入多キ部分二三ヲ参考トシテ紹介」した³⁷。貧困世帯の職業紹介に一定の経験があるからこそその発言であろう。

西村の日本橋方面での活動は他にも確認できる。同方面内で下寺町三丁目のすぐ北に位置する御蔵跡町一九番地には「四拾有戸ノ家族」が暮らす裏長屋があった。先にふれた日本橋方面の委員会が開催された頃、この長屋で暮らす一人のカード登録者が病死した³⁸。この人物の救済に関与していたと

推測される西村は、この件をきっかけにこの長屋の「改善」事業を開始した。同居人が「病中ノ介抱」だけでなく「死亡後ノ仏事モ至レリ尽セリ」営んだことから、同方面の方面委員たちは、この同居人に対し「謝意ヲ表セラレ度キヲ希ヒ」、「御視察旁々」「西村警部補殿ニ御足労ヲ煩ハセ」たという。西村が訪れた時、同居人の「隣家」では「長屋中ノ者ヲ初メ遠近ノ者等約五拾人余集リ夜店商売ノ相談中」であった。西村はその「隣家」に立ち寄り、同居人の「奇篤ナル行為ニ関シ、大ニ之ヲ賞シ、益々美風ヲ尚ブ様奨励ノ辞ヲ与ヘ」た。以後、この長屋は、同居人を模範として「近隣相助クノ美風」が「充満シ温和幸福ナル模範長屋」となったという。

このように西村が複数の方面区域にまたがって活動したのには理由がある。西村による活動の対象となった地域は、いずれも旧長町貧民街に歴史的起源を持つ地域であった。これらの地域は、旧長町居住の貧民たちが明治24年（1891）に実施された「大阪最初のスラムクリアランス」（「不潔」長屋の撤去）によって日本橋筋の東西縁辺に移転させられた結果、裏長屋街として形成された地域であった³⁹。このうち広田町は、居住者のほとんどが「水平社に属し」、泉州の部落である島村や南王子村出身者が多い地域であった⁴⁰。広田町以外の地域にも少なからず部落出身者が居住していたものと推測され、それゆえの西村の活動だったのであろう。

西村はその後も所属方面区域外での活動に積極的だったようである。次の新聞記事は、昭和2年度末に西村が広田町地域の「極貧児童の保育」のために、露天幼稚園事業を開始したことを報じたものである。先に述べたように、西村はこの後しばらくして警察官を退職したと考えられるから、「警察官人生」最後の仕事だったかもしれない。

貧しい児童の保育のため／戎署警部補西村氏が恵美須露天幼稚園を創立

救貧事業のため十年来尽力してゐる大阪戎署警部補西村昌道氏は今回大阪市浪速区広田町五十八旧天王寺区役所跡の建物を修繕して恵美須露天幼稚園を創立し、卅一日午後三時から披露会を行った。この露天幼稚園は極貧児童の保育を目的としてゐるが、当の西村氏は「何しろ経費が相当必要なので、この重大な目的のために大方篤志家の喜捨を切望する次第です」と語った。

（『大阪毎日新聞』昭和3年4月1日）

第3節 部落事務員小寺正吉の活動

小寺正吉は、事務員就任前の経歴がわかる数少ない人物である。大正7年の米騒動時に古市警察分署長をつとめており、8月13日深夜から翌日にかけて発生した南河内郡古市町（現羽曳野市）での米騒動に遭遇する⁴¹。小寺は分署長として騒動後の捜査や首謀者逮捕・起訴などの活動に従事した。現場のトップとして捜査を指揮した人物が、その後釜ヶ崎出張所に異動となり、部落改善事業に従事することになったわけである。

小寺の事務員としての活動が確認できるのは、大正8年5月からである。『救済研究』第7巻第7号の口絵に、「大阪市外今宮釜ヶ崎電光社裏長屋（上）と其残骸（下）／（大正八年五月三十一日撮影裏面説明参照）」というキャプションのつく2枚の写真が掲載された（写真1がキャプションの（上）・

写真2が(下))。口絵裏を見ると、「大阪南部の飛田、釜ヶ崎等の貧民窟には、三四十軒の木賃宿に四千余名、電光社、八百市裏等の沢山な裏長屋に壱万五六千の細民が住んで居る。是等細民の指導並に住宅の改善の為に、新設の今宮署では特に小寺警部補を部落改善係に任命して着々仕事を進めて居るが、其内でも風紀、衛生等から見て捨て置き難いものは、家主と協同して改築の為に取り毀はしめて居る」とある。写真1の裏長屋は、元々は「飛田遊郭の北に在る電光社燐寸製造工場の職人長屋」で、「其戸数は百廿戸で住民は八百人程」であった。しかし、小寺による「住宅改善」のため、「目下大方は退転して尚ほ行先のない者二百人余りが住居」した。「移転して了った長屋」は写真2のように「床板を剥いて再び住むことの能きないやうにしてある」という。

つまり、小寺は釜ヶ崎のすぐ東に位置する飛田においても部落改善事業に従事していたということになる。この時期の飛田の裏長屋群と釜ヶ崎の木賃宿街は一体化していたと考えられており、

事実8月11日に発生した釜ヶ崎における米騒動には飛田住民も参加しており、その中には本籍が島村の者、すなわち部落出身者がいた。小寺が飛田の裏長屋も事業対象としたのはこのような事情があったのである。

その後も小寺は、釜ヶ崎だけでなく飛田も対象にして活動を行ったようである。次の新聞記事は、両地域の未就学児童を対象に今宮署が大正8年8月から実施した部落改善事業について報じたものである。

天幕張りの「お伽学校」／飛田と釜ヶ崎との間の広場に出来る／今宮署の貧児教育

貧乏人の子沢山と云ふが今宮警察署部内の飛田及び釜ヶ崎辺りの貧民窟に子供の多い事は驚くべきもので釜ヶ崎の木賃宿に泊ってゐる九歳以下の子供だけでも約八百人ある、彼等は宿屋泊りとは云ひ条、其親達と共に永く界限に住んでゐるものだが戸籍面に^(ママ)乗ってゐないのが多く無論学校には行かず昼間は親達が仕事に出て行くので全く教養の方面は放任してある…予て部落改善係りを設けて貧民窟の改善を企ててゐる今宮署の漆島署長は既に泥水の染み込んだ者共よりも之等子供の教養が差し迫った問題だと云ふ意見で修徳館の教師鶴川富男氏等主唱の下に近々飛田と釜ヶ崎の中間の広場に天幕張りの「お伽学校」を建てる事になった、此学校は子供の図書館とも遊戯



写真1

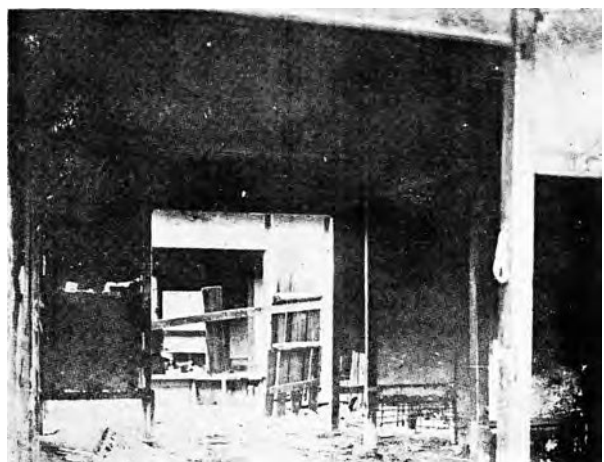


写真2

場とも付かぬ自由なもので集まった子供には玩具を貸し図書を与へ又お伽噺や活動写真を提供しようといふ計画で来月一日頃から開校する事になるだろうと、因に漆島署長の貧児教育問題の熱心さに感じ船場の一未亡人と称する匿名の人から十六日金七百円を同署に寄附して来たと

(『大阪毎日新聞』大正8年7月17日)

このお伽学校は8月10日から開始された。この記事には開催場所が「飛田と釜ヶ崎の中間の広場」とあるが、実際には今宮第三小学校の「横手」にあった「今宮町の共有地」、すなわち釜ヶ崎地区内で開催された⁴²。

この事例でもう一つ興味深いのは、この事業が、大正8年8月の方面常務委員聯合会の席上にて、今宮町方面の常務委員岩間繁吉から同方面の活動として報告された点である。この報告によれば、この事業を主導したのは未就学問題について「常に心痛して居られた」今宮署の「同化事務専務」、つまり部落事務員の小寺正吉であったという⁴³。

実は、この時期の今宮町方面では委員間で内紛が生じ、委員として実質的に活動していたのは、常務委員岩間と小寺、そしてもう一人の警察官真鍋喜三郎であった⁴⁴。したがって、お伽学校事業は実質的には警察が担っていたと考えられるが、方面活動としても位置づけられていたということになる。

西村の活動も含めて、このように部落事務員の活動が形式的にせよ方面活動と一体化するのは、部落事務員事業というものが部落の社会への「同化」だけでなく、警察の部落への「同化」が目指されていたことに起因する。「警察は彼等に同化し彼等は警察に同化せしめると云ふ策に拠って此際根本から実行して見度い」(警察部長田中千里談)ということである。このような部落への「同化」を目指す警察にすれば、「社会事業の民衆化」、すなわち「民衆」自身による「民衆」の救済という理想のもとに行われた方面活動は、「同化」の格好の手段とみなされたと推測される。警察にしてみれば、部落事務員としてよりも、方面委員の一員として他の委員とともに活動すれば、部落への接近・「同化」がより容易になると判断されたのであろう。方面活動との一体化の背景には、このような警察側の判断があったものと推測される。

おわりに

3章にわたって部落事務員について明らかにしたことをまとめてみよう。まず第1章では、事業開始当初に任命された部落事務員7名の名前と彼等が居住する出張所の場所を特定するとともに、以下のことを明らかにした。第1に、事務員事業は大正7年12月ごろに警察内部で構想されたこと、第2に、事業が開始されるのは大正8年4月からであること、第3に、大正8年度の警察署増設の影響により、部落事務員の活動は4月よりもやや遅れるものがあったこと、第4に出張所の建設についても大正9年にずれ込むものがあったこと、などである。

次に第2章では、まず創設後の部落事務員出張所数の推移を検討し、出張所は最大10ヶ所まで増設されたが、最終的に1ヶ所に減少したことを確認した。次いで、創設後の部落事務員の異動を検討し、警察内部において出張所の序列があることを推測した。

第3章では、まず部落事務員の方面委員との兼任実態を確認した。次いで、方面委員を兼任した西村昌道と小寺正吉という二人の事務員をとりあげ、彼等の活動を検討し、2つの方面の委員を兼任する、活動が複数の方面区域にまたがる、など方面委員としては特異な点を明らかにした。それとともに部落事務員活動が方面活動と一体化されたのは、当時の警察が部落への「同化」を目指していたことに根拠があることを指摘した。

付記

本稿は、JSPS 科研費 26285144 の助成を受けたものである。

註

- (1) 布引敏雄「大阪の融和運動・融和事業」(『大阪の部落史』編纂委員会編『新修 大阪の部落史』下巻、解放出版社、1996年)。
- (2) 大阪府方面委員制度については、大森実「都市社会事業成立期における中間層と民本主義」(『ヒストリア』97、1982年)、松下孝昭「一九二〇年代の借家争議調停と都市地域社会」(『日本史研究』299、1987年)、佐賀朝「一九二〇年代の都市地域支配と社会構造—大阪府方面委員の活動をめぐって」(『歴史科学』140・141合併号、1995年。後に同『近代大阪の都市社会構造』日本経済評論社、2007年に収録)、および拙稿「米騒動後の都市地域支配と方面委員の活動」(広川禎秀編『近代大阪の地域と社会変動』部落問題研究所、2009年)、拙稿「近代大阪における警察社会事業と方面委員制度の創設」(『社会政策』第4巻第1号(通巻第11号)、2012年)などがある。なお、同制度と部落事務員との関係については、別稿「部落改善事業としての大阪府方面委員制度」(『身分的周縁と部落問題の地域史的研究の新展開』部落問題研究所、2016年)でも検討しているので、参照されたい。
- (3) 佐賀前掲書、323～325頁。
- (4) 大阪府社会課編『大阪府方面委員第一期事業年報』(1920年、大阪府社会課)、50頁。
- (5) 渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成』補巻一(三一書房、1978年)、30頁。
- (6) 福原宏幸「都市部落住民の労働=生活過程：西浜地区を中心に」(杉原薫・玉井金五編『【増補版】大正・大阪・スラム：もうひとつの日本近代史』新評論、1996年。初版は1986年)、103頁の注13)、渡部徹編『大阪水平社運動史』(解放出版社、1993年)、52頁(白石正明氏執筆)など。
- (7) 布引前掲論文、273頁。
- (8) 同前、274頁。
- (9) 拙稿「近代大阪の地域支配と社会構造—近代都市の総体的把握をめざして」(『部落問題研究』194、2010年)、22頁。
- (10) 警察社会事業については、前掲拙稿「近代大阪における警察社会事業と方面委員制度の創設」を参照。
- (11) 井上清・渡部徹編『米騒動の研究』第2巻(有斐閣、1959年)、23～25頁、津田秀夫「「米騒動」の研究史料の紹介」(『關西大学文学論集』30巻4号、1981年)、29～31頁。
- (12) この調査の結果、作成されたと考えられるのが、現在大阪人権博物館が所蔵している『部落台帳』(1918年)である。
- (13) 二村一夫「大原社会問題研究所の70年」(「二村一夫著作集」[http://nimura-laborhistory.jp/70_nenshi.htm]、最終検索日：2015年9月14日。初出は1989年)。
- (14) 『大原社会問題研究所五十年史』(法政大学大原社会問題研究所、1970年)、13頁。高田慎吾については、吉田久一編・解説『渡辺海旭・矢吹慶輝・小沢一・高田慎吾集(社会福祉古典叢書6)』(鳳書院、1982年)や高田『児童

- 問題研究（日本児童問題文献選集5）』（日本図書センター、1983年）の「解説」（寺脇隆夫執筆）がある。
- (15) 研究所のもう一人の委員小河滋次郎は、同時期の2月23日から5月4日まで病气入院中であった。「小河博士の病状」（『救済研究』第7巻第3号）、「小河博士の退院」（同第7巻第5号）参照。
- (16) 暉峻義等については、『暉峻義等博士と労働科学』（暉峻義等博士追憶出版刊行会、1967年）、三浦豊彦『暉峻義等：労働科学を創った男』（リプロボート、1991年）がある。
- (17) 大林宗嗣については、永岡正己「川上貫一、大林宗嗣年譜および著作目録（未定稿）」（『日本社会福祉大学研究紀要』第62集、1984年）がある。
- (18) 『救済研究』第7巻第4号（1919年）、18頁。
- (19) 永岡前掲論文、108～109頁。
- (20) 布引前掲論文、273頁。
- (21) 『諸給与関係書類綴 大正七年～大正十一年』（大阪府公文書館蔵）。
- (22) 「八警察新署長決る」（『大阪毎日新聞』1919年5月1日付け）。
- (23) 本稿第3章第2節及び第3節参照。
- (24) すでに述べたように、下寺町出張所の事務員であった西村昌道は、大正8年春から「八十軒長屋の真中」に居住していた。しかし警察統計書備考の記述をふまえると、大正8年中は下寺町出張所は建設されていないと考えられる。おそらく西村は、官舎である正式な出張所が建設されるまで、八十軒長屋の一室を借り、仮の出張所にして活動したのではないだろうか。また、住所録で出張所を住所とした矢倉新太郎と牧野栄太郎も、西村同様に出張所が建設されるまで部落内で借家という形態で居住し、そこを仮の出張所とし、住所録にも住所として登録したのではないだろうか。
- (25) 市民館および館長をつとめた志賀志那人については、森田康夫『地に這いて：近代福祉の開拓者・志賀志那人』（大阪都市協会、1987年）や志賀志那人研究会・右田紀久恵編『志賀志那人 思想と実践：都市福祉のパイオニア』（和泉書院、2006年）がある。なお、部落事務員事業を市民館事業とともに「細民同化事業（ソーシャルセトルメントウォーク）」としてとりあげる史料②の書き方は、「セトルメントウォーク」を「細民同化事業」と訳す大林宗嗣の考え方や部落事務員をセトルメント事業として紹介する『日本社会事業年鑑』の記述に似ている。この記事は大林宗嗣の影響を受けて執筆されたものであろうか。
- (26) 「親第九六七号」（『方面委員一件書類』第18号、大阪市公文書館所蔵に収録。以下、『方面委員一件書類』については単に『書類』と略す）。
- (27) 布引前掲論文、275～276頁。
- (28) 大阪の部落史委員会編『大阪の部落史 第5巻（史料編 近代2）』（解放出版社、2003年）、302～305頁。
- (29) 「大正八年六月方面委員常務委員会記事」（1919年7月7日決裁、『書類』第6号に収録）。
- (30) 福原前掲論文および鈴木良「地域支配構造の発展」（『部落問題研究』205、2013年）。
- (31) 前掲別稿「部落改善事業としての大阪府方面委員制度」。
- (32) 「報告（天王寺第三方面常務委員安本作兵衛→大阪府方面委員幹事）」（1919年6月24日、『書類』第6号に収録）。
- (33) 『大阪府方面委員事業年報』大正13年版（大阪府社会課、1925年）、122頁。
- (34) 大阪市社会部調査課『密住地区居住者の労働と生活』（労働調査報告第36号、1925年）、304頁。
- (35) 同前。
- (36) 「（難波第一方面）委員会状況報告」（1919年6月12日、『書類』第6号に収録）。
- (37) 「[[日本橋方面委員会報告]（日本橋方面常務委員木田新三郎→府方面委員幹事）」（1919年6月12日、『書類』第6号に収録）。
- (38) 「報告書（日本橋方面常務委員木田新三郎→府庁内方面委員幹事）」（1919年6月12日、『書類』第6号に収録）。
- (39) 加藤政洋『大阪のスラムと盛り場－近代都市と場所の系譜学』（創元社、2002年）。

- (40) 福原前掲論文、103頁。
- (41) 山中永之佑編『古市町米騒動裁判資料（羽曳野資料叢書4）』（羽曳野市、1993年）。
- (42) 前掲『大阪府方面委員第一期事業年報』、183～185頁。
- (43) 同前。
- (44) 「方面委員事務所視察復命（大正九年式月式日起案）」（『書類』第13号に収録）。

Basic Study of Clerical Workers at Buraku Discriminated Community

IIDA Naoki

The clerical workers are the police officers who installed the Osaka Prefecture for Buraku discriminated community improvement in April 1919. The workers were living with his family in the branch office that has been installed in Buraku.

First of all, we were examined founding process of tribal worker. (1) This project was conceived in around December 1918. (2) This project began in April 1919. (3) Some of the workers began to slightly delayed activities from April 1919. (4) Most of the branch offices were built in 1920.

Then, we were examined transition of branch number and the workers. The branch was added up to 10 places, but finally becomes one place. In the police internal I guess that there was a hierarchy between the branch office.

Finally, we have examined the activities of the workers of the two people who concurrently served as the district committee. Their activities had across multiple quarters area. The activities by the workers has been carried out as district activities at the same time, because the police had been aimed at “assimilation” to Buraku.